

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和6年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。 ・特例措置の内容 デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとする観点から、企業版ふるさと納税について、税の軽減効果（寄附額の最大約9割）を維持した上で、令和6年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間（令和11年度まで）延長する。		
関係条文	〔 〕 ・地方税法附則第8条の2の2、第9条の2の2 ・地方税法施行令附則第5条の4、第6条の2の2 ・地方税法施行規則附則第2条の6、第2条の6の2、第3条 〕		
減収見込額	[初年度] — （ ▲17,046 ） [平年度] — （ ▲17,046 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。 （2）施策の必要性 本税制については、平成28年度の制度創設以降、企業が寄附の依頼や事業への共感等を踏まえて地方公共団体に寄附することにより、観光振興や移住・定住、デジタル化などの事業を促進する優れた事例が出てきている。また、令和2年度税制改正において適用期限の延長や税の軽減効果の拡充等を実施したことにより、企業からの寄附金額・寄附件数が大幅に増加するとともに、本税制を活用したことのある地方公共団体数も平成28年度から令和5年度までの累計で1,536団体となった。 政府は「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金等の還流を促進することとされていることから、本税制はデジタル田園都市国家構想の実現に向けた重要な施策であるといえる。 また、上述のとおり、本税制は企業・地方公共団体の間で着実に浸透しつつあり、企業や地方公共団体から本税制の延長を求める声が寄せられている。 このような状況を踏まえ、デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとする観点から、企業版ふるさと納税について、税の軽減効果（寄附額の最大約9割）を維持した上で、税額控除の特例措置を延長することが必要。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 5 地方創生 施策 5 地方創生に関する施策の推進 デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版） （令和5年12月26日閣議決定） 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向 1. 取組方針 （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ②人の流れをつくる （施策の方向） 【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】 このほか、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である企業版ふるさと納税について、地方公共団体と企業のマッチング等によってその更なる活用を図るとともに、企業の即戦力人材の地方への流れを創出する地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を拡充するなど、官民連携を一層推進し、地方への資金や人材の還流を促進する。 デジタル田園都市国家構想総合戦略 （令和4年12月23日閣議決定） 第4章 各分野の施策の推進 1. 分野横断的な施策の推進 ②地方への資金の流れの創出・拡大 【具体的な取組】 (b) 企業版ふるさと納税の一層の活用促進 ・地方への資金の流れを生み出すとともに、寄附を通じた新たな官民連携の取組を創出するため、関係省庁等とも連携しつつ、企業と地方公共団体とのマッチング会の開催や制度の周知を行うとともに、地域別のマッチング会の開催を支援する。あわせて、企業版ふるさと納税を活用したサテライトオフィスの整備等を促進するための事例集・手引きの作成等を行うとともに、寄附の獲得に向けた企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を行うことにより、一層の活用促進を図る。 2. 分野別の施策の推進 （1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上 ⑤その他の関連重要施策 イ 地方公共団体等における多様な人材の確保 【具体的な取組】 (a) 地方公共団体への人材派遣等 ・企業版ふるさと納税（人材派遣型）について、デジタル人材の育成・確保にも資するよう、デジタル分野を含む活用事例を地方公共団体や経済団体等に提供すること等により、一層の活用促進を図る。
		政策の達成目標	下記の観点を踏まえ、令和11年度までに、本税制を活用した事業（計画）の目標が十分に達成されることを目標とする。 ・企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・本社機能の移転促進税制の補完 達成目標に係る測定指標については、本税制の直接的な効果を把握するため、地方版総合戦略上の目標（KPI）とは別に設定する、各地方公共団体における本税制を活用した事業（計画）の目標の達成状況とする。

		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間（令和 7 年度～令和 11 年度）
		同上の期間中の達成目標	本税制を活用した事業（計画）について、「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）を 8 割以上とする。 また、上記目標を補完するものとして、本税制を活用したことのある累計地方公共団体数及び地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を把握する。
		政策目標の達成状況	・「目標以上を達成」「概ね目標を達成」「目標達成に向け順調に推移」と回答した事業（計画）の割合（令和 5 年度実績） 81% ・本税制を活用したことのある地方公共団体数 1,536 団体（平成 28 年度～令和 5 年度累計） ・寄附額（平成 28 年度～令和 5 年度累計） 1,246.5 億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置は、地方公共団体の行う地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合の優遇措置であり、企業の負担を軽減することにより、民間の資金を投入した地方創生事業が推進され、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることが期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	本税制の一層の活用促進を図るため、地方公共団体や民間企業等に向けた、制度内容や活用事例等に係る広報をさらに強化する。 【令和 7 年度概算要求】0.5 億円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを一層高めるとともに、その流れを継続的なものとするためには、本税制を延長した上で、地方公共団体や民間企業等に向けた広報を強化し、本税制の活用を一層促進する必要がある。
		要望の措置の妥当性	地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としており、地域再生基本方針においては地域再生の意義を「地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力をいかし、官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要である。さらに、地域が、夢を抱いて互いにアイデアを出し合い、切磋琢磨することにより、こうした地域の取組が一層加速されていくような環境を整備することが重要である」としている。 本税制は、国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくことに加え、地方公共団体間の競争を促進することを目的としていることから、地域再生法の目的及び地域再生基本方針における地域再生の意義に照らしても、本税制の延長は極めて妥当であるといえることができる。 また、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」（令和 5 年 12 月 26 日閣議決定）において、地方と企業のつながりを生み出す効果的な取組である本税制の更なる活用を図ることによって地方への資金等の還流を促進することとされていることから、令和 7 年度以降も本制度を存置することが必要である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	平成 28 年度～令和 4 年度の適用実績は以下のとおり。 【平成 28 年度】 ・ 法人住民税・・・4,771 千円 ・ 事業税・・・1,180 千円 【平成 29 年度】 ・ 法人住民税・・・148,039 千円 ・ 事業税・・・90,859 千円 【平成 30 年度】 ・ 法人住民税・・・332,282 千円 ・ 事業税・・・182,248 千円 【令和元年度】 ・ 法人住民税・・・492,581 千円 ・ 事業税・・・298,673 千円 【令和 2 年度】 ・ 法人住民税・・・511,215 千円 ・ 事業税・・・349,372 千円 【令和 3 年度】 ・ 法人住民税・・・3,633,666 千円 ・ 事業税・・・2,956,250 千円 【令和 4 年度】 ・ 法人住民税・・・5,657,885 千円 ・ 事業税・・・3,642,484 千円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	税負担軽減措置等の適用実績に同じ。
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	企業が寄附の依頼や事業への共感等を踏まえて地方公共団体に寄附することにより、観光振興や移住・定住、デジタル化などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このように、企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、民間のノウハウを取り入れることによる事業の質の向上をもたらし、地方公共団体における安定的な財源確保にも役立つほか、企業と地方公共団体の連携を強化するものとして効果的なものである。
	前回要望時の達成目標	達成目標については、以下の観点を踏まえ、令和 6 年度までに、本税制を活用した事業の目標が十分に達成されることとする。 ・ 企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 ・ 地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 ・ 本社機能の移転促進税制の補完
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	これまでに本税制を活用したことのある地方公共団体は平成 28 年度～令和 5 年度の累計で 1,536 団体に上り、寄附額も同じく平成 28 年度～令和 5 年度の累計で 1,246.5 億円となるなど、本税制を活用した事業の目標の達成において大きな効果があったといえる。一方で、デジタル田園都市国家構想の実現及び地方創生の更なる充実・強化のためには、引き続き本税制による後押しが必要である。
これまでの要望経緯		・ 平成 28 年度：新設 ・ 平成 31 年度：運用改善の実施 ・ 令和 2 年度：適用期間の延長及び税制優遇措置の拡充等